

2015年5月15日

都道府県情報公開・文書管理担当課 御中

〒460-0002

名古屋市丸の内3丁目7番地9

チサンマンション丸の内第二 303

全国市民オンブズマン連絡会議

電話052-953-8052

FAX052-953-8050

Email info@ombudsman.jp

文書管理等に関するお問い合わせ

前略

当会はこれまで、地方公共団体の情報公開制度の運用や条例制定状況について、情報公開度ランキングなど、さまざまな方法による調査をして参りました。しかしながら、市民がより多くの情報にアクセスすることの容易さ、という観点から見たとき、既に存在する公文書の開示を定めた情報公開条例の内容や運用のみならず、公文書の作成、保存、保存期間終了後の文書の保管、保管文書の開示までも法定されていることが、県民、市民の知る権利の保護のためには必要と考えました。

このような観点にもとづく調査は、当会が2002年3月に発表した第6回情報公開度ランキングで「地方公共団体の重要な政策を決定する会議等が定まっているか、定まっている場合には、そこでの議事録が作成されているか、その議事録や会議で配布された資料が開示されるか」といった点を項目としたことに続くものです。しかしその後、2009年には国の公文書管理法が制定され、2014年12月には特定秘密を警視庁と道府県警が保有することを前提とする特定秘密保護法が施行されるなど、状況が2002年当時とは大いに変わっております。そこで、現時点における地方公共団体の文書管理の実情について調査したく、本アンケートを実施する次第です。ご多忙中恐縮ですが、6月5日までに上記全国市民オンブズマン連絡会議宛ファクスまたはメールにてご回答をお寄せ下さい。制度は本年（2015年）4月1日を基準日として回答くださるよう、お願い致します。

なお、「4」の特定秘密保護法に関するご質問は、別途警視庁ならびに道府県警にも別途お送りしております。

結果は本年9月5日、6日に神戸市内で開催する全国市民オンブズマンの大会で発表する予定です。

本件についてお問い合わせ等ございましたら、上記全国市民オンブズマン連絡会議事務局内田宛にお願い致します。

草々

文書管理アンケート（都道府県）

ご回答者所属・氏名 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

1、行政事務の遂行と記録の義務付け

- (1) 自治体行政にかかる重要な政策を決定する会議（政策会議等）が決まっていますか
①決まっている→その名称（ _____ ）
②決まっていない
- (2) (1) で①（決まっている）の場合の根拠は何ですか
①条例
②条例以外（ _____ ）
- (3) (1) ①の場合、決定過程の文書の作成義務と根拠
①作成が義務付けられている（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②作成を義務付ける根拠なし
- (4) (3) ①の場合、作成すべき文書が具体的に定まっているか
①具体的に定まっている（文書名： _____ ）
②具体的には定まっていない
- (5) 自治体の事務及び事業の実績に関する文書（(3) 以外）の作成義務が定められていますか。
その根拠は何ですか
①定められている（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②定められていない。
- (6) (5) について議会文書の作成について例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし
- (7) (5) について県警文書の作成について例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし

2、文書の保存についての定め

- (1) 文書保存期間の定めおよびその根拠は何ですか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし
- (2) (1)①の場合、議会保有文書について文書保存期間の例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし
- (3) (1)①の場合、県警保有文書について文書保存期間の例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし

3、保存期間満了時の文書の取扱

- (1) 破棄についてのルールはありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ _____ ））
②なし

- (2) (1)①の場合、議会保有文書について例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし
- (3) (1)①の場合、県警保有文書について例外規定はありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし
- (4) 破棄する場合に首長に意見を尋ねることを義務付ける定めがありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし
- (5) 保存期間満了後の文書の保存要件についての定めはありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし
- (6) 保存期間が満了した文書を保存する場合の保存場所の定めはありますか
①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし
- (7) (5) で保存した文書の開示規定はありますか
①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
b 条例以外（ ））
②なし
- (8) 公文書館はありますか
①あり（設立の根拠：a 条例 b 条例以外 名称（ ））
②なし

4. 特定秘密保護法と文書管理

※別途県警にも問合わせ中ですが、県警のみを対象とするものもお答えください。

- (1) 特定秘密文書の保存期間についての具体的な定めを設けていますか
①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
b 条例以外（ ））
②なし
③その他（具体的に ）
- (2) 適正評価にかかる情報の保存期間についての具体的な定めを設けていますか
①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
b 条例以外（ ））
②なし
③その他（具体的に ）
- (3) 特定秘密文書の保存期間満了時の破棄のルールを設けていますか
①あり（根拠規定：(a 条例（名称 ）
b 条例以外（ ））
②なし
③その他（具体的に ）

2015年5月15日

政令市情報公開・文書管理担当課 御中

〒460-0002

名古屋市丸の内3丁目7番地9

チサンマンション丸の内第二 303

全国市民オンブズマン連絡会議

電話052-953-8052

FAX052-953-8050

Email info@ombudsman.jp

文書管理等に関するお問い合わせ

前略

当会はこれまで、地方公共団体の情報公開制度の運用や条例制定状況について、情報公開度ランキングなど、さまざまな方法による調査をして参りました。しかしながら、市民がより多くの情報にアクセスすることの容易さ、という観点から見たとき、既に存在する公文書の開示を定めた情報公開条例の内容や運用のみならず、公文書の作成、保存、保存期間終了後の文書の保管、保管文書の開示までも法定されていることが、県民、市民の知る権利の保護のためには必要と考えました。

このような観点にもとづく調査は、当会が2002年3月に発表した第6回情報公開度ランキングで「地方公共団体の重要な政策を決定する会議等が定まっているか、定まっている場合には、そこでの議事録が作成されているか、その議事録や会議で配布された資料が開示されるか」といった点を項目としたことに続くものです。しかしその後、2009年には国の公文書管理法が制定され、2014年12月には特定秘密を警視庁と道府県警が保有することを前提とする特定秘密保護法が施行されるなど、状況が2002年当時とは大いに変わっております。そこで、現時点における地方公共団体の文書管理の実情について調査したく、本アンケートを実施する次第です。ご多忙中恐縮ですが、6月5日までに上記全国市民オンブズマン連絡会議宛ファクスまたはメールにてご回答をお寄せ下さい。制度は本年（2015年）4月1日を基準日として回答くださるよう、お願い致します。

結果は本年9月5日、6日に神戸市内で開催する全国市民オンブズマンの大会で発表する予定です。

本件についてお問い合わせ等ございましたら、上記全国市民オンブズマン連絡会議事務局内田宛にお願い致します。

草々

文書管理アンケート（政令市）

1, 行政事務の遂行と記録の義務付け

(1) 自治体行政にかかる重要な政策を決定する会議（政策会議等）が決まっていますか

- ①決まっている→その名称（)
- ②決まっていない

(2) (1) で①（決まっている）の場合の根拠は何ですか

- ①条例
- ②条例以外（)

(3) (1) ①の場合、決定過程の文書の作成義務と根拠

- ①作成が義務付けられている（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②作成を義務付ける根拠なし

(4) (3) ①の場合、作成すべき文書が具体的に定まっているか

- ①具体的に定まっている（文書名：)
- ②具体的には定まっていない

(5) 自治体の事務及び事業の実績に関する文書（(3) 以外）の作成義務が定められていますか。

- その根拠は何ですか
- ①定められている（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②定められていない。

(6) (5) について議会文書の作成について例外規定はありますか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

2, 文書の保存についての定め

(1) 文書保存期間の定めおよびその根拠は何ですか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

(2) (1)①の場合、議会保有文書について文書保存期間の例外規定はありますか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

3, 保存期間満了時の文書の取扱

(1) 破棄についてのルールはありますか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

(2) (1)①の場合、議会保有文書について例外規定はありますか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

(3) 破棄する場合に首長に意見を尋ねることを義務付ける定めがありますか

- ①あり（根拠：a 条例 b 条例以外 名称（)）
- ②なし

- (4) 保存期間満了後の文書の保存要件についての定めはありますか
①あり（根拠：a 条例　b 条例以外　名称（　　））
②なし
- (5) 保存期間が満了した文書を保存する場合の保存場所の定めはありますか
①あり（根拠：a 条例　b 条例以外　名称（　　））
②なし
- (6) (4) で保存した文書の開示規定はありますか
①あり（根拠規定：(a 条例（名称　　）
b 条例以外（　　））
②なし
- (7) 公文書館はありますか
①あり（設立の根拠：a 条例　b 条例以外　名称（　　））
②なし

2015年5月15日

警視庁・道府県警 情報公開・文書管理担当課 御中

〒460-0002

名古屋市丸の内3丁目7番地9

チサンマンション丸の内第二303

全国市民オンブズマン連絡会議

電話052-953-8052

FAX052-953-8050

Email info@ombudsman.jp

文書管理等に関するお問い合わせ

前略

当会はこれまで、地方公共団体の情報公開制度の運用や条例制定状況について、情報公開度ランキングなど、さまざまな方法による調査をして参りました。

こうした中で、2014年12月に国が指定した特定秘密を警視庁および道府県警が保有すること、警視庁および道府県警において適性評価をすることを前提とする特定秘密保護法が施行されました。そこで、警視庁および道府県警における特定秘密関連文書の管理の実情について調査したく、本アンケートを実施する次第です。ご多忙中恐縮ですが、6月5日までに上記全国市民オンブズマン連絡会議宛ファクスまたはメールにてご回答をお寄せ下さい。制度は本年(2015年)4月1日を基準日として回答くださるよう、お願い致します。

結果は本年9月5日、6日に神戸市内で開催する全国市民オンブズマンの大会で発表する予定です。

本件についてお問い合わせ等ございましたら、上記全国市民オンブズマン連絡会議事務局内田宛にお願い致します。

草々

特定秘密保護法と文書管理アンケート（警視庁・都道府県警）

県警名 _____

ご回答者所属・氏名 _____

（１）特定秘密文書の保存期間についての具体的な定めを設けていますか

①あり（根拠規定：（a 条例 b 条例以外）

上記名称 _____

②なし

③その他（具体的に _____ ）

（２）適正評価にかかる情報の保存期間についての具体的な定めを設けていますか

①あり（根拠規定：（a 条例 b 条例以外）

上記名称 _____

②なし

③その他（具体的に _____ ）

（３）特定秘密文書の保存期間満了時の破棄のルールを設けていますか

①あり（根拠規定：（a 条例 b 条例以外）

上記名称 _____

②なし

③その他（具体的に _____ ）

ありがとうございました。

ご回答は、メール info@ombudsman.jp もしくは FAX 052-953-8050 をお願いします。